

令和3年12月21日から新型コロナウイルス感染症対応の「トライアル雇用制度」の対象者を変更しました

「トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）」は、より必要とする方にご利用いただけるよう、以下のように対象者を変更しました。ご利用をお考えの方は、ご注意ください。

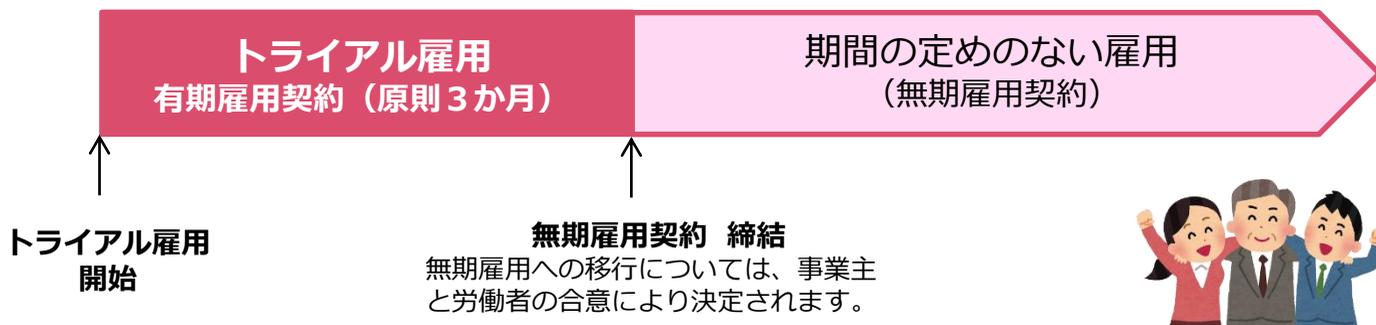
対象者の一覧(新旧対照表)

新型コロナウイルス感染症対応 トライアル雇用の対象者	現 行 ※以下の3つの要件をすべて満たす人	令和3年12月21日以降 ※以下の2つの要件をどちらも満たす人
	① 令和2年1月24日以降に、 <u>新型コロナウイルス感染症の影響により離職した</u>	① 紹介日において、離職している
	② <u>紹介日時点で、離職している期間が3か月を超えている</u>	(廃止)
	③ 紹介日において、就労経験のない職業に就くことを希望している	

「トライアル雇用」とは？

トライアル雇用とは、無期雇用へ移行することを目的に、一定期間（原則3か月）試行雇用することをいいます。

週30時間以上の無期雇用への移行をめざすコースと、週20時間以上30時間未満の無期雇用への移行をめざすコースがあります。



- ▶ 本制度の利用に当たっては、各種要件があります。
- ▶ 詳しくは、お近くの労働局・ハローワークにお問い合わせください。